

漁業センサス  
審査メモで示された論点に対する回答

農林水産省大臣官房統計部  
センサス統計室

(1) 調査系統の変更

(変更内容)

- ① 地方農政局等経由の調査票について、調査事務を民間委託化等することにより地方農政局等の業務負担を軽減

(論点)

- (a) 調査系統が、地方公共団体経由と地方農政局等経由とで分かれているのは、どのような経緯なのか。

(回答)

- ア 調査票①は、漁業センサスの中でも調査客体数が多く（平成 30 年：約 8 万経営体）、農林水産省地方組織では実施困難な規模であることから「地方公共団体経由」としている。
- イ 他方、調査票②～⑥については、地方公共団体の負担軽減等を考慮し、農林水産省地方組織で実施可能な調査客体数（平成 30 年：5 調査合計約 1 万 6 千客体）であることから「地方農政局等経由」としている。
- ウ ただし、今後の農林水産省地方組織の著しい高齢化による職員数の減少等に対応するため、調査票②④⑤については 2023 年漁業センサスで民間委託化するとともに、調査票③⑥についても 2023 年漁業センサスにおける郵送調査を基本とした調査方法の導入結果を踏まえ、2028 年漁業センサス以降の民間委託化を検討することとしている。
- エ 主な経緯は以下のとおり。
- (ア) 第 1 次漁業センサス（昭和 24 年 3 月）  
現在の調査票①、調査票③が「地方公共団体経由」で開始
- (イ) 第 3 次漁業センサス（昭和 38 年 11 月）  
現在の調査票②⑤⑥の前身となる漁業地区調査、調査票④の前身となる内水面漁業調査概況調査が「地方農政局等経由」で開始
- (ウ) 第 10 次漁業センサス（平成 10 年 11 月）  
調査客体数が少ない調査票③について、調査業務の効率化を求める地方公共団体からの要望等を踏まえて「地方農政局等経由」に変更（現在の調査系統）

(論点)

(b) 調査票②④⑤について、調査系統を地方農政局等から民間事業者に変更するに当たり、調査系統の円滑な移行を担保するために、どのような対応を予定しているか。

(回答)

今年度実施した検証業務においてまとめられた民間委託する際に留意すべき事項について確実に対処するとともに、それを確実に履行できる業者を選定し、調査マニュアル、調査票記入の仕方、調査ご協力のお願い、過去の質疑応答などを共有し、契約事業者が作成する作業計画等の履行確認を通じて調査が円滑に実施できるよう指導を行っていくこととしている。

(論点)

(c) 委託する民間事業者は、どのように選定するのか。

(回答)

官公庁が実施する調査の請負実績、適切な情報セキュリティ体制を応札条件にするとともに、総合評価落札方式により、提案書の内容を基に、実施体制、実施計画、理解度、検証業務においてまとめられた民間委託する際に留意する必要がある事項への対処方法などを総合的に判断し、選定することとしている。

(論点)

(d) なぜ、民間委託化を一部の調査票にとどめているのか。調査票②～⑥全てを一括して民間委託する方が効率的ではないのか。

(回答)

ア 2023年漁業センサスにおいては、2018年漁業センサスで郵送調査として実施した調査票②④⑤を民間委託化する。

イ 他方、限りある予算の中で民間委託化するためには、委託する作業量を極力抑え、費用の低減に努める必要があることから、作業量の正確な積算が必要となる。

このため、2018年漁業センサスにおいて「地方農政局等経由」の調査員調査としていた調査票③⑥については、郵送調査を基本とした調査手法に変更した上で、郵送では回収できなかった調査票の回収を補うために必要となる調査員の稼働率、調査客体への疑義照会の事務量等の分析を行い、その検証結果に基づいて2028年漁業センサス以降の民間委託化を検討することとしている。

なお、調査票③⑥の配布については、地方農政局等の負担軽減のため、農林水産省本省から行うこととしている。

ウ なお、調査票②④⑤で民間委託化する業務内容は以下を予定している。

- (ア) 客体名簿の補正
- (イ) 事前協力依頼はがきの送付
- (ウ) 調査資材の印刷、封入・封かん、発送
- (エ) 調査客体からの照会対応
- (オ) 調査票の回収（督促、未回収調査票の訪問回収を含む）、審査・疑義照会
- (カ) 調査票の電子化

(論点)

(e) 今回の変更は、専ら地方農政局等の負担軽減を図るものであるが、地方公共団体の負担軽減について、どのような措置が予定されているのか。

(回答)

ア 地方公共団体からの意見を踏まえ、調査票①について、オンライン回答期間の確保、地域の実情に応じた調査期間の設定とすること等を念頭に、円滑な実施が可能となるよう調査期間を1か月程度延長するほか、郵送による回収を追加し、地方公共団体の負担軽減を図る。

イ また、オンライン利用率の向上並びに地方公共団体の負担軽減を図るため、スマートフォン、タブレットでオンライン回答を可能とする予定としている。

ウ なお、調査票①の回答のシステム審査において、以前は専用端末（PC）を地方公共団体で用意してもらおうといった種々の事務が発生していたが、地方公共団体からの意見を踏まえ、今回は、都道府県の職員が普段利用するPCからインターネット経由でクラウドシステムにアクセスする形とすることで、負担軽減を図る予定である。

(論点)

(f) 今回の変更により、報告者の母集団情報の整備方法・手順に変更はあるのか。それは円滑に行えるのか。

(回答)

ア 2023年漁業センサスにおいて、母集団情報の整備方法・手順に変更はないが、民間委託化する調査票②④⑤については、実施主体を地方組織職員から民間事業者に変更する(下表参照)。

	2018年漁業センサス	2023年漁業センサス
調査票①	前回調査の結果を調査員が海面漁協への聞き取り等により補正し作成	同左
調査票②	前回調査の結果を <u>地方組織職員</u> が都道府県への聞き取り等により補正し作成	前回調査の結果を <u>民間事業者</u> が都道府県への聞き取り等により補正し作成
調査票③	前回調査の結果を地方組織職員が内水面漁協への聞き取り等により補正し作成	同左
調査票④	前回調査の結果を <u>地方組織職員</u> が都道府県への聞き取り等により補正し作成	前回調査の結果を <u>民間事業者</u> が都道府県への聞き取り等により補正し作成
調査票⑤	前回結果の結果を <u>地方組織職員</u> が、都道府県、市区町村、海面漁協、内水面漁協への聞き取り等により補正し作成	前回結果の結果を <u>民間事業者</u> が、都道府県、市区町村、海面漁協、内水面漁協への聞き取り等により補正し作成
調査票⑥	前回結果の結果を地方農政局等が漁業・水産加工協同組合、業種別事業者団体への聞き取り等により補正し作成	同左

イ なお、民間委託化を踏まえ、民間事業者による聞き取りが円滑に実施できるよう、農林水産省(本省)が事前に全国団体等に対して訪問又は文書による協力依頼を丁寧に行うこととしており、円滑に行えるものと考えている。

## (2) 調査方法の変更

### (変更内容)

② 調査員調査を主たる方法の一つとしている「漁業経営体調査票」について、郵送提出も可能とするほか、それ以外の調査票について、基本的に、郵送・オンライン調査に統一

### (論点)

(a) 調査票①のみ調査員調査を基本とする理由は何か。

### (回答)

調査票①については、調査対象者である漁業経営体と日常的に接する漁協職員を調査員に任命することにより、調査の円滑な実施を図っていたところである。2023年漁業センサスの実施に当たっても、引き続き、調査票①については調査員調査を基本とする。

### (論点)

(b) 調査票①について、郵送やオンラインで回答された報告者の情報は、調査員など調査現場で、どのように共有されるのか。

### (回答)

ア 調査票①について、郵送やオンラインで回答期限までに回答された報告者の情報は、市区町村で集約し、市区町村から電話連絡等により当該調査客体を受け持つ調査員に共有される。

イ なお、2018年漁業センサスにおいては、この方法で調査員に共有することで円滑に調査が実施できたところであり、今回、郵送による回答が調査方法に追加されるものの、市区町村での情報集約が可能であり、同様の方法が行えるものとする。

### (論点)

(c) 調査票③⑥について、職員や調査員が対応する場合もあるとされているが、調査員は、あらかじめ任用するのか。また、これまでの実績として、職員や調査員の直接対応が求められることに、現有の体制で対応できるのか。

### (回答)

ア 調査票③⑥の調査員については、郵送調査及びオンライン調査による調査票の回収状況を踏まえて任命する。

イ 調査票②④⑤の民間委託、調査票③⑥の往復郵送化(本省一括発送)、スマートフォン、

タブレットでオンライン回答を可能とすることによる事務負担軽減等を行うことにより地方農政局等の業務の効率化を図ることとしており、現有の体制で対応できるものと考えている。

ウ なお、本調査の調査員は、既に農林水産省の統計調査員として登録されている者（登録調査員）から選定し任命することとしている。

(変更内容)

- ㊦ 全ての調査票について、オンライン回答の方法を、農林水産省独自の申請・届出システム (eMAFF) に統一

(論点)

- (a) eMAFF とは、どのようなシステムか。

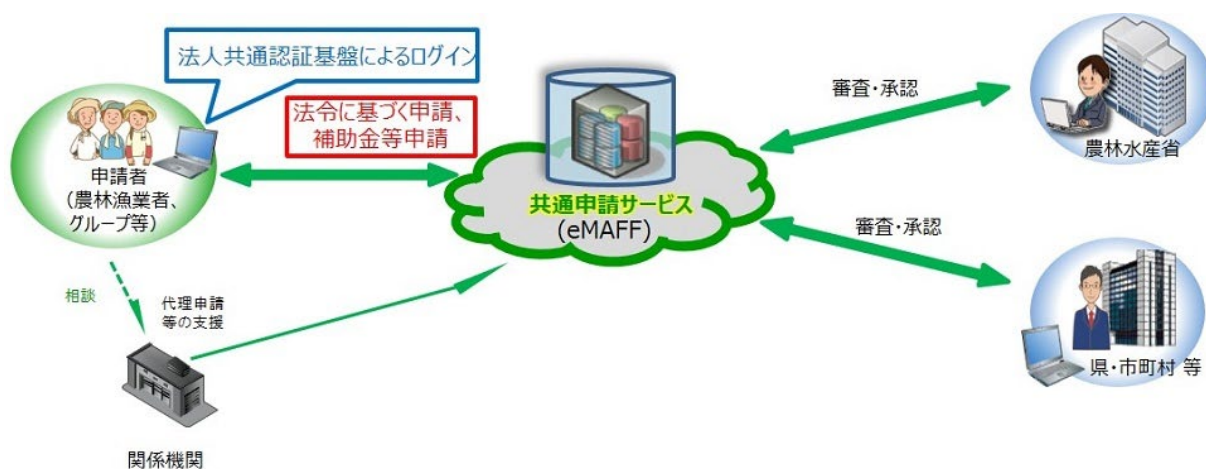
(回答)

ア 農林水産省共通申請サービス (通称「eMAFF」) とは、令和3年度 (2021年度) に本格稼働が開始した、農林水産省の電子申請システムであり、農林漁業関係者が、農林水産省が所管する法令に基づく申請・届出等や補助金・交付金の申請などをオンラインで行えるものである。なお、eMAFF では、単に農林水産省に対する手続だけでなく、農林水産省が所管する法令に基づく地方公共団体への手続についても行えるという利点がある。

イ eMAFF で行える手続は随時拡大しており、現在約 3,100 件の手続が利用可能である (うち、水産庁関連の手続約 650 件) ほか、令和4年度 (2022年度) 中には、農林水産省が所管する全ての手続について、eMAFF で行うことが可能となる予定である。現在の登録者は、令和3年度に本格稼働が開始したこともあり、農林漁業関係者全体で 12,294 名 (令和4年12月16日現在) である。

ウ なお、政府全体の方針として行政手続のオンライン利用を原則としており、農林水産省においても、所管する全ての行政手続で eMAFF の利用を推進している。これにより、eMAFF の利用者は、今後大きく増加することが見込まれる。

(eMAFF のイメージ)



出典：農林水産省 Web サイト (<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/dx/emaff.html>)

(論点)

(b) eMAFF を利用することによるメリットは何か。

(回答)

ア 農林水産省所管法令に基づく手続や補助金・交付金の申請について eMAFF によるオンライン化を進めており、手続を行う利用者が今後拡大していく中で、現在 eMAFF を利用している報告者はオンライン回答のために新たに ID を取得することなくアクセスが可能となる。

イ また、従来どおり e-survey を利用する場合は、配布された ID・パスワードの入力、パスワードの変更等の必要があるが、eMAFF を利用できる報告者は、セキュリティを確保するための報告者ごとの識別コードの入力は必要となるが、ID・パスワードの入力等は必要ない。

ウ 以上のように、報告者にとって利点があるほか、オンライン回答率の向上が期待できることから、漁業センサスにおけるオンライン回答の手段として eMAFF を用いる計画としている。

(論点)

(c) eMAFF で回答する場合の流れは、どのようなものか。また、サポート体制はどうなっているか。

(回答)

ア eMAFF で回答する場合の流れは、以下のとおりである。

- ・行政サービスを利用することのできる法人共通認証基盤（通称「gBizID」）のアカウント取得を行う（eMAFF に未登録の場合のみ）。
- ・eMAFF にログインする。
- ・申請する手続（調査名）を選び、報告者ごとの識別コードを入力する。
- ・画面上に表示される調査事項への回答を入力し、回答が必要な全ての調査事項への回答が終了次第、回答を送信する。

なお、eMAFF には一時保存機能があるため、報告者は、途中まで入力した回答を一時保存し、一時保存したところから入力を再開することが可能である。

また、eMAFF 全体におけるサポート体制としては、メールや電話での問い合わせ窓口が設けられている。さらに、漁業センサスの実施時には、本調査のためのコールセンターを設置し、調査項目への回答方法やオンライン回答の操作に関して対応できるようにし、eMAFF の利用に関して報告者へのサポートを行う予定である。



イ なお、報告者が eMAFF で一度回答した内容を修正し再提出したい場合は、報告者は、提出した調査票の取り下げ処理を行うことで、取り下げた調査票を修正し、再度提出することが可能である。なお、提出期限までは何度でも修正が可能である。

ウ 加えて、調査実施者が eMAFF から報告された回答に疑義を確認した場合は、eMAFF 上で疑義照会を行うと、当該報告者の電子メール及び eMAFF アカウント宛てに照会が通知され、当該報告者から修正の可否についての返答を eMAFF 上で受け付けることができる。このため、eMAFF 内で照会作業が完結する。

(論点)

(d) e-survey と eMAFF を併用しない理由は何か。

(回答)

ア e-survey と eMAFF を併用することにより、報告者としては選択肢が増えるメリットはあるものの、いずれを選択して回答すればよいかという混乱が生じる可能性がある。

イ また、調査を実施する地方公共団体、地方農政局等、民間事業者においては、併用することにより調査資材の準備や回答状況等の確認に二重の手間を要することとなるため、事務負担が増加する。

ウ 以上を踏まえるとともに、漁業センサスの報告者である漁業関係者（漁業経営体、漁協、魚市場の開設者、水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所）にとっても、行政手続の利便性向上というメリットがあることに鑑み、eMAFF のみの利用とすることを考えている。

(論点)

(e) 今後、農林水産省実施の他の統計調査についても、eMAFF を活用していくのか。

(回答)

農林水産省が実施する統計調査における eMAFF の活用は 2023 年漁業センサスが初めてであり、現時点で、農林水産省が実施する他の統計調査で eMAFF を活用するかは未定である。

### (3) 調査の実施期間の変更

#### (変更内容)

④ 地方公共団体からの要望や、今後の民間委託化等を踏まえ、調査の実施期間を拡大

#### (論点)

○ 調査票の配布日及び報告者からの提出期限について、柔軟に設定するとは、具体的にどのような設定を許容するのか。

#### (回答)

ア 調査の実施期間については、2018年漁業センサスにおいて実施者から出された以下の意見や、今回計画している調査方法の変更内容を踏まえ、オンライン回答期間の確保、地域の実情に応じた調査期間の設定を行うこと等を念頭に、円滑な実施が可能となるよう調査の実施期間を1か月程度拡大する。

具体的には、イ～エのとおり計画している。

2018年漁業センサスの実施期間に関する主な意見の要旨

- ・オンライン回答開始までのスケジュールやオンライン回答の期間が短く調査員及び調査客体に負担がかかったように思う
- ・今後、より長い回答期間の実施を希望する
- ・営んでいる漁業（養殖）種類などによっては、繁忙期が実査期間と重なるため、調査員や調査客体の負担等が大きい

イ 調査票①については、令和5年10月1日～11月30日のうち、都道府県知事が、報告者の所在状況や数、地域における報告者の繁忙期等を考慮して、市区町村ごとに調査の始期（報告者が調査票に記入可能となる時期。以下同じ。）並びに調査員、郵送及びオンラインによる調査の終期（報告者に示す提出期限。以下同じ。）を定めることを可能とする。

ウ 調査票②④⑤については、可能な限り多くの民間事業者が参加できるよう、調達仕様書の調整時に、民間事業者からの意見を踏まえて調査の始期並びに郵送及びオンラインによる調査の終期を令和5年10月1日～11月30日（調査票⑤は令和5年12月1日～令和6年1月31日）の範囲で定める。

エ 調査票③⑥については、以下を基本とするが、地方農政局等から要望があった場合は、都道府県域単位で調査の始期並びに郵送及びオンラインによる調査の終期を令和5年10月1日～11月30日（調査票⑥は令和5年12月1日～令和6年1月31日）の範囲で定める。

(ア) 農林水産省本省は、令和5年10月上旬（調査票⑥は令和5年12月中旬）までに郵送で調査票を報告者に配布する。

(イ) 郵送及びオンライン調査の提出期限は、令和5年11月上旬（調査票⑥は令和6年1月中旬）とする。

#### (4) 調査事項の追加・変更

(変更内容)

⑤ 利活用ニーズや制度改正等を踏まえ、調査事項を追加・変更

(論点)

○ 追加・変更する調査事項について、追加・変更の背景事情や、想定されている調査結果の利活用を説明してください。

(回答)

ア 水産エコラベル認証の取得状況

(ア) 水産エコラベル認証とは、水産資源の持続的利用や環境に配慮した漁業・養殖業の確認を目的として、水産資源の持続的利用、環境や生態系の保全に配慮した管理を積極的に行っている漁業・養殖業の生産者と、そのような生産者からの水産物を加工・流通している事業者に対して認証するとされているものであり、日本においては、MEL (マリン・エコラベル・ジャパン) が認証機関になっている。

水産エコラベル認証スキームが世界で乱立している中、認証スキームの承認を行う国際的なプラットフォームとして 2013 年に設立された GSSI (Global Sustainable Seafood Initiative) が、FAO のガイドラインに基づく独自の基準を満たす認証スキームを承認し、認証水産物の普及を図っている。

現在、GSSI により承認された認証スキームが、MEL (日本) を含めて 9 つある (詳細は参考参照)。

(イ) 「水産基本計画 (令和 4 年 3 月 25 日閣議決定)」においては、水産業の持続的な発展に向けた施策の一つとして、水産エコラベルの活用を推進することとしている。

水産基本計画 (令和 4 年 3 月 25 日閣議決定) (抄)

我が国の水産物が持続可能な漁業・養殖業由来であることを示す水産エコラベルの活用に向けて、水産加工事業者や小売事業者の団体への働きかけを通じて、傘下の水産加工・流通業者による水産エコラベル認証の活用を含めた調達方針等の策定を促進する。

(ウ) しかし、水産エコラベルの認証取得は、漁協や漁連、地域単位など様々な区分・様態で行われており、一部の水産エコラベル認証スキーム (MSC、ASC、MEL) では認証取得者 (認証取得申請を行った代表者名) はそれぞれの web サイトで公表しているものの、認証への参画者の詳細などの情報は各認証機関から入手できない。

また、漁協、漁連から情報収集ができた場合においても、認証件数に占める漁連、漁協の割合は 2 割程度であり、漁協、漁連からの情報収集だけでは、普及率の指標としては不十分となる。

(エ) このことを踏まえ、漁業センサスにおいて認証取得の状況 (普及状況) の全体像を把握し、施策検討に活用するとともに、次期水産基本計画 (2027 年) で漁業センサスの結果から得られた水産エコラベルの普及状況 (率) を KPI として活用する予定であ

るため、調査票①③⑥に本項目を追加する。

#### イ 輸出金額の割合又は額

(ア) 我が国の農林水産物・食品の輸出額目標（2025年に2兆円、2030年に5兆円）を達成するために定められた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（令和3年12月農林水産業・地域の活力創造本部改訂）」において、輸出に関係する農林漁業者等を始めとする地域の事業者の実態を正確に把握するための統計的手法を検討することが求められている。

(イ) また、国会においても、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和4年4月7日参議院農林水産委員会）」において、「農林漁業者を始めとする関係事業者及び農村地域関連の所得向上が図られることが重要であり、これまでの輸出促進に係る諸施策の効果を検証し、効果的かつ効率的な施策を講ずること。その際、効果を正確に把握するための手法を速やかに検討すること。」とされている。

(ウ) このことを踏まえ、漁業センサスにおいて輸出金額の割合又は額の実態を把握し、同戦略の進捗・評価等の指標として利用するとともに、今後の施策検討に活用するため、調査票①②③④⑥に本項目を追加する。

#### ウ 漁業共済等への加入状況

(ア) 漁業共済とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、中小漁業者を対象に、漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資することを目的とする共済事業である。また、積立ぷらす（漁業収入安定対策事業）とは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」に基づき、計画的に資源管理や漁場改善に取り組む漁業者を対象に、漁業者の積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業である。

「水産基本計画（令和4年3月25日閣議決定）」においては、漁業共済制度の「持続的かつ安定的な運営の確保」を行い、漁業者の経営状況に十分配慮しつつ、漁業共済制度の在り方を含めて検討を行うこととされている。

(イ) しかし、漁業共済及び積立ぷらす（以下「漁業共済等」という。）については、集団契約等により多くの経営体が含まれた契約や同一の経営体が複数の契約を結んでいる場合も多いことから、契約件数は分かるものの、経営体ごとの加入状況が明らかではない。

(ウ) また、現在、水産庁は、漁業共済等への加入状況について成果指標を設定し、毎年実績を公表しているが、この成果指標は、あくまで生産金額ベースでそれぞれの加入率を推計しているものである。

(エ) このことを踏まえ、漁業センサスにおいて漁業共済等への加入状況を経営体の数で

把握し、漁業共済制度の「持続的かつ安定的な運営の確保」に係る進捗・評価等の指標として利用するとともに、今後の施策検討に活用するため、調査票①に本項目を追加する。

#### エ 営んだ漁業種類、養殖種類の区分の統合・細分化

(ア) 農林水産省が定めた「養殖業成長産業化総合戦略（令和2年7月策定）」において、需要の拡大が見込まれ、養殖業の強みを生かせる養殖品目（戦略的養殖品目）として「さけ・ます類」が指定され、2030年に3～4万トンを生産するというKPIが掲げられている。

(イ) このことを踏まえ、漁業センサスにおいて、さけ・ます類等を営んでいる漁業経営体の経営状況を把握し、同戦略の進捗・評価等の指標として利用するとともに、今後の施策検討に活用するため、調査票①の漁業種類の区分を「その他の魚類養殖」から「にじます養殖」、「その他のさけ・ます養殖」及び「その他の魚類養殖」に、調査票③の養殖種類の区分を「海水魚種（ひらめ等）」から「にじます」、「その他さけ・ます類」及び「その他（ひらめ等）」に細分化する。

(ウ) また、記入者の負担軽減及び統計調査間の整合を図るため、2018年漁業センサス結果において対象が少なかった調査票①の漁業種類のうち、海面漁業生産統計調査（農林水産省が毎年実施している基幹統計調査）より細かい区分となっている漁業種類を統合する。

#### オ 資源管理・漁場改善の取組区分の追加

(ア) 令和2年12月に施行された漁業法（昭和24年法律第267号）（以下、「新漁業法」という。）において、関係漁業者が自主的に行う資源管理措置を作成する現行制度の資源管理計画（以下「計画」という。）を令和5年度末までに新制度である資源管理協定（以下「協定」という。）に順次移行することとしている。

(イ) 2023年漁業センサス実施時点では、計画と協定の両方が存在している状況が見込まれ、また複数の計画をまとめて1つの協定に移行することなども想定されている。

(ウ) このことを踏まえ、漁業センサスにおいて協定への移行状況を把握し、過渡期の実態を把握した結果を、協定への移行状況の進捗・評価等の指標として利用し、今後の施策展開に反映するため、調査票②の調査事項「資源管理・漁場改善の取組区分」に資源管理協定を追加する。

(エ) なお、全ての計画が協定に移行された後に実施される2028年漁業センサスにおいては、資源管理に関する項目の必要性や把握内容を改めて検討する。

以上

## ①水産エコラベルとは

- ▶ 生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう、認証水産物にラベルを表示する仕組み
- ▶ 水産エコラベル認証スキームが世界で乱立している中、2013年に国際的なプラットフォームとして認証スキームの承認を行うGSSI (Global Sustainable Seafood Initiative) が設立され、FAOのガイドラインに基づく独自の基準を満たす認証スキームを承認し、認証水産物の普及を図っている。
- ▶ 現在、GSSIにおいて承認された認証スキームが、MEL (日本) を含めて9つある。
- ▶ 漁業センサスにおいては、このうち、日本で国内供給に取り組む事業者や輸出に取り組む事業者に活用されている6種類の水産エコラベル認証の取得状況を調査する。

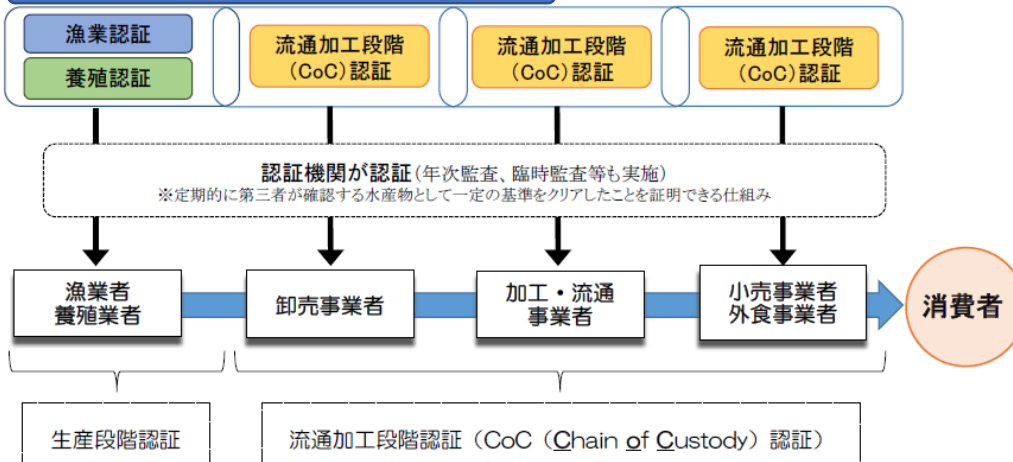
(参考) <水産エコラベルの例>

 <b>MEL</b> 日本; 漁業・養殖	 <b>MSC</b> 英国; 漁業	 <b>ASC</b> オランダ; 養殖	 <b>BAP</b> アメリカ; 養殖	 <b>Alaska RFM</b> アメリカ; 漁業	 <b>GLOBAL G.A.P.</b> ドイツ; 養殖
--	---	--	---	--	--

## ②水産エコラベル認証

- ▶ 水産エコラベル認証には、①生産段階認証 (漁業/養殖別) ②流通加工段階認証の2種類がある。
- ▶ 生産段階認証は持続可能で環境に配慮した漁業・養殖業から生産された水産物であること、流通加工段階認証は認証された水産物が、非認証水産物と混ざることなく、流通・加工・小売等の事業者により消費者のもとに確実に届くことをそれぞれ担保している。
- ▶ エコラベルが貼られた水産物は、消費者に至るまでの生産段階及び流通加工段階の水産エコラベル認証を受けている。

### 水産エコラベル認証のイメージ



### 水産エコラベルが貼られた商品の例

